

# 令和8年度 東三河森林資源活用事業 業務委託・仕様書

## 1 目的

本業務は、東三河地域で開催する木材利用に関連するイベントや展示会及び東三河総合庁舎の木質化等を通じて、県民が「木の良さ」や県産木材利用の意義を理解し、「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業が促進されることを目的とする。

## 2 業務名

令和8年度 東三河森林資源活用事業業務委託

## 3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務概要

### (1) イベント等業務

#### ①木材利用イベント（ウッドコレクション in 東三河 2026）

##### ア 実施期間

令和8年11月6日（金）、7日（土）

##### イ 場所

イオンモール豊川（豊川市白鳥町兎足 1-16）

セントラルパーク（2階）、サウスコート（1階）、もくいく広場前（2階）

##### ウ 目的

東三河地域を中心とした林業・木材加工・建築等事業者の企業間交流の場と、県民が木とふれあい、その良さを体感できる機会を創出することにより、愛知県産木材の利用促進及び林業・木材産業の振興を図ることを目的とする。

##### エ 内容

主に東三河産木材を利用した木製品の展示や木育体験コンテンツなど、森林・林業、木材利用をテーマとした企画により、県産木材の認知向上及び需要拡大を促進する内容とする。

出展コンテンツ、展示レイアウトやステージ・映像等設備の活用等により、出展者同士の交流の促進、子どもから大人まで楽しめ、多数の県民参加が得られるよう企画・演出の工夫を行うこと。

#### ②スマート林業の普及・啓発業務

##### ア 実施期間

令和8年7月から令和9年1月までの間のうち1日

①と同時開催でもよい。

イ 場所

提案による。(東三河地域の多くの来場者が見込まれる場所。①と同時開催でもよい。)

ウ 目的

I C T等の技術を活用したスマート林業について、林業関係者はもとより、県民に紹介することで、林業の現代・未来及び魅力を発信する。

エ 内容

I C T等を活用したスマート林業の実証成果などについて、普及啓発を行う。

### ③木質体感ショールームの展示

ア 展示期間

(ア) 令和8年7月から令和9年1月のうち延べ1か月間程度

ただし、愛知・名古屋アジア競技大会及びアジアパラ競技大会期間(令和8年9月19日から10月24日)を除く。

(イ) 令和8年11月から令和9年2月のうち1か月間程度

(④の完成時期から展示する)

(ウ) ①と同じ期間

イ 展示場所

(ア) 提案による(東三河地域の多くの来場者が見込まれる場所。)

(イ) 愛知県東三河総合庁舎エントランス(豊橋市八町通5-4)

(ウ) ①と同じ場所

ウ 目的

木の質感などを実際に体感し、木材の良さを感じることで、県産木材の認知向上及び需要拡大を図る。

エ 内容

消費者に向けて県産木材の普及啓発を図るため、主に東三河産木材を利用した木製品や木質空間等のデザイン・造形美や質感などを実際に体感し、自然素材である木の「温もり」と「マテリアルとしての魅力」を発信するショールームを企画・展示する。

展示品として、4人程度の利用を想定した「打合せ空間(ブース的なもの)」を必須とし、その他木質内装、什器、製品等については提案による。

### ④公共施設の木質化モデル(庁舎木質化)

ア 設計施工期間

令和8年6月から令和9年1月末頃まで

イ 目的

公共施設等の木質化モデルの実例を示すことで、市町村等公共施設及び民

間オフィス等における県産木材利用を促進する。

#### ウ 施工場所及び内容

県東三河総合庁舎内の以下の3箇所において、自然素材である木の「温もり」と「マテリアルとしての魅力」を発信するため、それぞれの木質化コンセプトに合致する内装木質化を行う。「木質化箇所（必須）」以外の箇所は提案による）

#### ④-1【庁舎執務室の木質化モデル（東三河農林水産事務所林務課）】

##### <木質化コンセプト>

居心地の良いオフィス、仕事のモチベーションが向上するオフィス、誰もが働きたくなるオフィス、会社の魅力向上に繋がるオフィスなど、働く人の心身面への良い効果を生み出し、Well-Beingで創造性がある新たな職場環境づくりの提案・取組事例として、市町村役場執務室のみならず民間オフィスにおける木質化の促進に繋がるデザイン性の高い先進的モデルを設置する。

##### <木質化箇所（必須）>

床、打合せテーブル・イス、カウンター側面、柱、執務デスク（フリーアドレス型）、執務デスク天板

#### ④-2【住民サービス窓口の木質化モデル（東三河県税事務所1階）】

##### <木質化コンセプト>

訪れる県民が木の温もりとやすらぎのひと時を感じられる空間の提案・取組事例として、市町村役場のみならず民間の窓口業務における木質化に繋がるデザイン性の高い先進的モデルを設置する。

##### <木質化箇所（必須）>

カウンター側面

#### ④-3【子育て支援施設の木質化モデル（東三河福祉相談センター・プレイルーム）】

##### <木質化コンセプト>

木の心地良さを五感で感じ、木との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化・森林への理解を育む「木育」の提案・取組事例として、市町村子育て支援施設等における木質化に繋がるデザイン性の高い先進的モデルを設置する。

##### <木質化箇所（必須）>

腰壁、床、木製遊具（簡単に取り外しができ、通常の部屋としての利用を妨げないもの）

## (2) その他

ア 本事業で使用する木材は、原則、東三河産のあいち認証材とする。

[あいち認証材とは：愛知県内で合法的に産出されたものとして、愛知県産材認証機構が証明した木材・製材加工品をいう。]

イ 県産木材の PR のためのパネル、パンフレット、ノベルティ等を各イベント等において展示・配布するなど情報提供を行う。

## 5 業務委託内容

### (1) 実施計画作成業務

次の事項に係る業務実施計画案を作成し、委託者が了承の上、計画を確定するとともに業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。

ア 業務の内容

イ 広報の方法

ウ 業務実施体制

エ 安全対策

オ 業務実施にあたっての環境配慮事項

カ 関係法令等適合確認チェックリスト（別紙1）

### (2) イベント等

#### ① 木材利用イベント（ウッドコレクション in 東三河 2026）

##### ア 準備業務

業務実施計画に基づき、業務の具体化・実施に向けた次の事項に係る準備業務を行う。

(ア) 実施内容の決定

(イ) イベント出展者の募集

(ウ) 愛知県小間の出展内容について委託者と調整

(エ) 出展者説明会の開催

(オ) 主催者としてのイベント PR 業務

(カ) 専用 HP サイトの運営

(キ) 会期中の集客イベントの提案（製品説明会、ステージライブ、トークショー等一般来場者増につながるイベント）

(ク) 会場の使用や設営・撤去等に係る調整

(ケ) スタッフ等の確保・手配

(コ) スタッフ等に対する必要な事前研修・打合せ

(サ) 傷害保険の加入手続き及び保険料の支払い

(シ) ブース出展に係る必要経費（電気代等）の徴収・支払い

(ス) 緊急連絡網の作成

開催日に暴風雨警報が発令された場合の取扱いについて定め、これを関係者に連絡する方法を整えること。

(セ) 上記のほか、実施に必要な準備

#### イ 設営・撤去業務

会場設営準備、機材の設置、それに付随する業務の実施並びに終了後の撤去を適正に行うため、次の業務を行う。

(ア) 実施日程、時間帯の調整

(イ) 会場・施設等の構造、形状を損なわないための養生

(ウ) 案内表示等の作成、設置及び撤去

(エ) 資機材等一切の準備及び手配

(オ) 資機材等の搬出入に当り、スタッフの配置、必要な安全対策等

(カ) 終了後の清掃業務

当初どおりに現状を回復し、発生したゴミ等は、受託者が持ち帰る等、受託者の責任において行うこと。

(キ) 上記のほか、業務の実施に必要な設営・撤去等

#### ウ イベントの運営業務

(ア) アンケート調査の実施

来場者に対し、会場出口等においてアンケート調査を実施する。併せて回答者に対してはノベルティを配布する等、回答率の向上を図るものとする。

(イ) 木製遊具等（ブース出展者以外のもの）の運搬・設営撤去・運営業務を行う。

(ウ) その他

実施計画書に基づき、イベント当日の運営業務を行う。

### ② スマート林業の普及・啓発

①と同じ

### ③ 木質体感ショールームの展示

ア 展示準備業務

各場所での展示に係る申し込み、使用料の支払等、①のアと同様に設置の準備に係る業務を行う。

イ 設営撤去・運営業務

各場所において、①のイ、ウと同様に東三河産木材を PR する展示の運搬、設営撤去及び運営業務を行う。

ウ 展示状況の報告

各場所での展示終了後、展示状況について、報告書にとりまとめ、書面にて委託者に提出するものとする。

エ 展示物（原則、東三河産木材を使用したもの。）

#### ④ 公共施設の木質化モデル（庁舎木質化）

##### ア 設計業務

別添イメージ図を参考に、建築基準法・消防法等関係法令等に適合するよう一級建築士事務所に所属する一級建築士の監修により設計するものとする。（関係法令等適合確認チェックリスト（別紙1）を業務実施計画書及び業務報告書に添付して提出すること。）

##### イ 施工業務

アの設計に基づき、一級建築施工管理技士又は二級建築施工監理技士の管理の下に施工するものとする。またアの設計を監修する建築士は施工監理業務を行うものとする。

##### ウ 施工状況の報告

施工完了後、施工状況について、報告書にとりまとめ、書面にて委託者に提出するものとする。

#### （3）その他業務実施に係る事項

ア 業務の記録（写真は必須）

イ 「ウッドコレクション in 東三河 2026」「スマート林業の普及・啓発」「木質体感ショールーム」についてのアンケート調査結果とりまとめ

ウ 会場施設使用料等の業務実施に必要な費用の支払い

エ イベントに係る出展料は無料とする。

オ 上記のほか、業務実施に必要な事項

#### （4）業務委託記録作成業務

業務終了後、実施状況や運営状況等について、記録写真、メディア等の取材状況等も含めた業務報告書を次のとおり作成し、委託者へ提出する。

報告書には、実施したプログラムの参加状況を記載することとし、状況写真を添付し、実施内容がわかるように実績を記載すること。

ア 紙媒体 1部

イ アに係る電子データ 一式（CD-ROM等で提出）

### 6 その他留意すべき事項等

（1）本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

（2）委託者は、受託者の提案内容についてブラッシュアップ等の提案をすることができるものとし、具体的な実施内容については委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

- (3) 企画提案した事項に係る企画、調整、準備、施工、管理運営、撤去、資料作成及びその他それを遂行する上で必要なものの費用は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者1名を選任し、業務実施方法、進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、業務に先立ち業務計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者と協議の上、業務を実施すること。
- (6) 受託者は、運営に際し、会場に責任者を配置し、委託者や会場管理者、他のイベント関係機関等との連携・調整を行うこと。  
また、会場設営及び使用方法については、会場の使用に関する規則を遵守すること。
- (7) 安全管理に十分に配慮し、事故等が発生した場合には、責任の所在を明確にし、事故報告書を速やかに委託者に提出すること。
- (8) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (9) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (10) 委託者が、県の森林・林業施策を推進するため、会場等でのパネルやポスターの掲示、参加者へのパンフレットの配布等を指示した場合には、受託者はこれを行うこと。
- (11) 受託者は、本業務の実施に必要なパンフレット、チラシ等の作成にあたっては、間伐材パルプ利用割合が20%以上ある用紙の優先利用に努めるものとする。
- (12) 庁舎木質化を行う課室内には、個人情報を含む秘密情報を保管しているため原則、立ち入らないこととし、施工にあたっては事前に委託者と協議のうえ、受託者は現場作業員等に対して情報漏洩対策を徹底すること。また、施工責任者は、施工当日に現場において終日の管理監督を行うこと。なお、やむを得ず課室内に立ち入る必要が生じた場合は、委託者立会いの下で立ち入ること。
- (14) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (15) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (16) 受託者は、前受託者から十分な引継ぎを受け、業務に支障をきたさぬよう万全の体制を整えなければならない。そのために要する費用について委託者は負担しない。また、受託者は、契約満了に伴いこの契約の業務内容において引継

ぎが必要な業務である場合には、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。そのために要する費用について委託者は負担しない。

- (17) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた時は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

## 関係法令等適合確認チェックリスト

関係法令等名	法令等 該当条項	法令等 所管組織名 (担当者職氏名)	法令等適合確認		
			確認日	確認者 職氏名	適否
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			
		( )			

上記のとおり公共施設の木質化モデル（庁舎木質化）に係る関係法令等の適合について確認します（しました）。

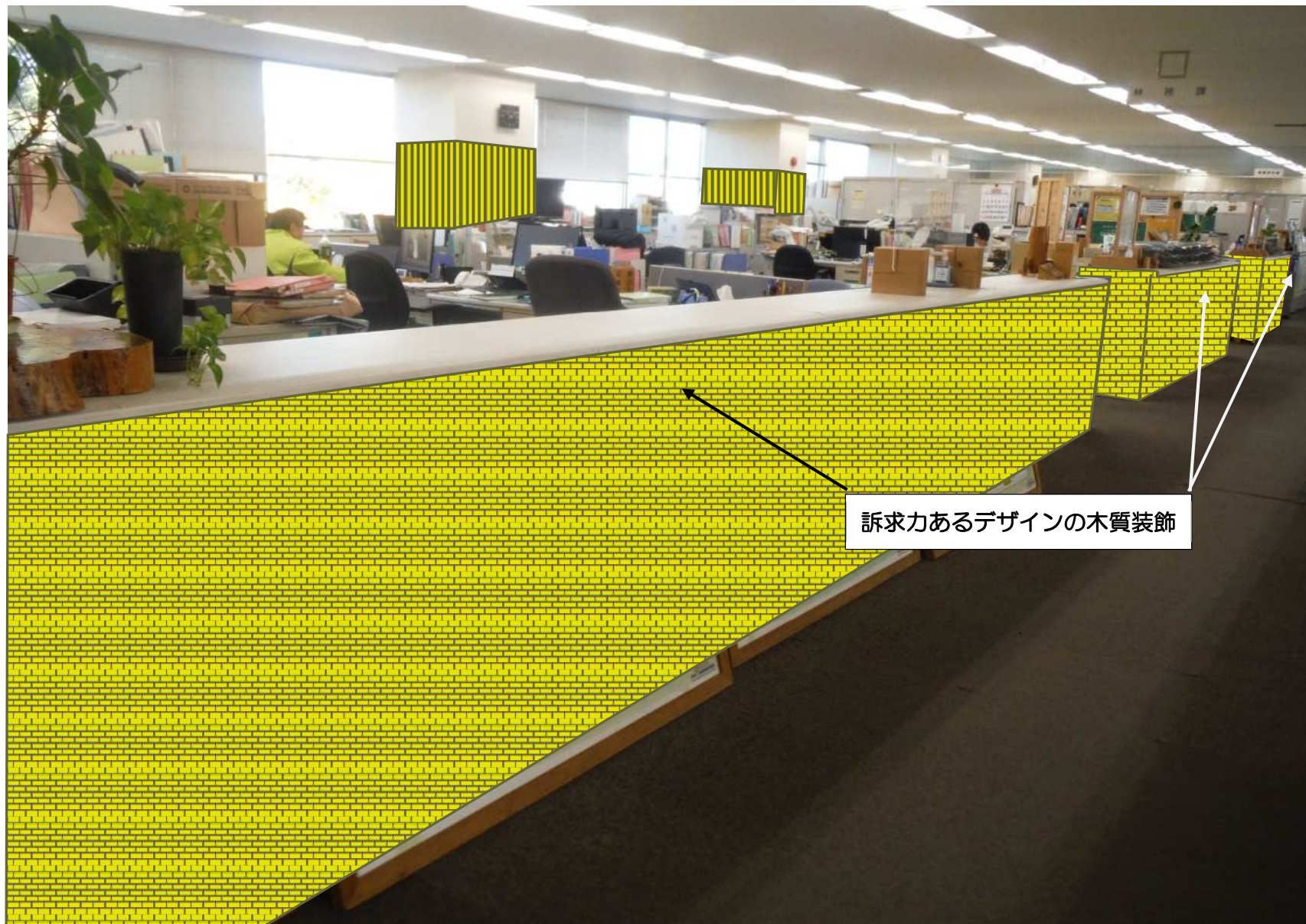
<別添イメージ図>

④-1-1【執務室の木質化】林務課（床、打合せテーブル・イス、執務デスク天板）



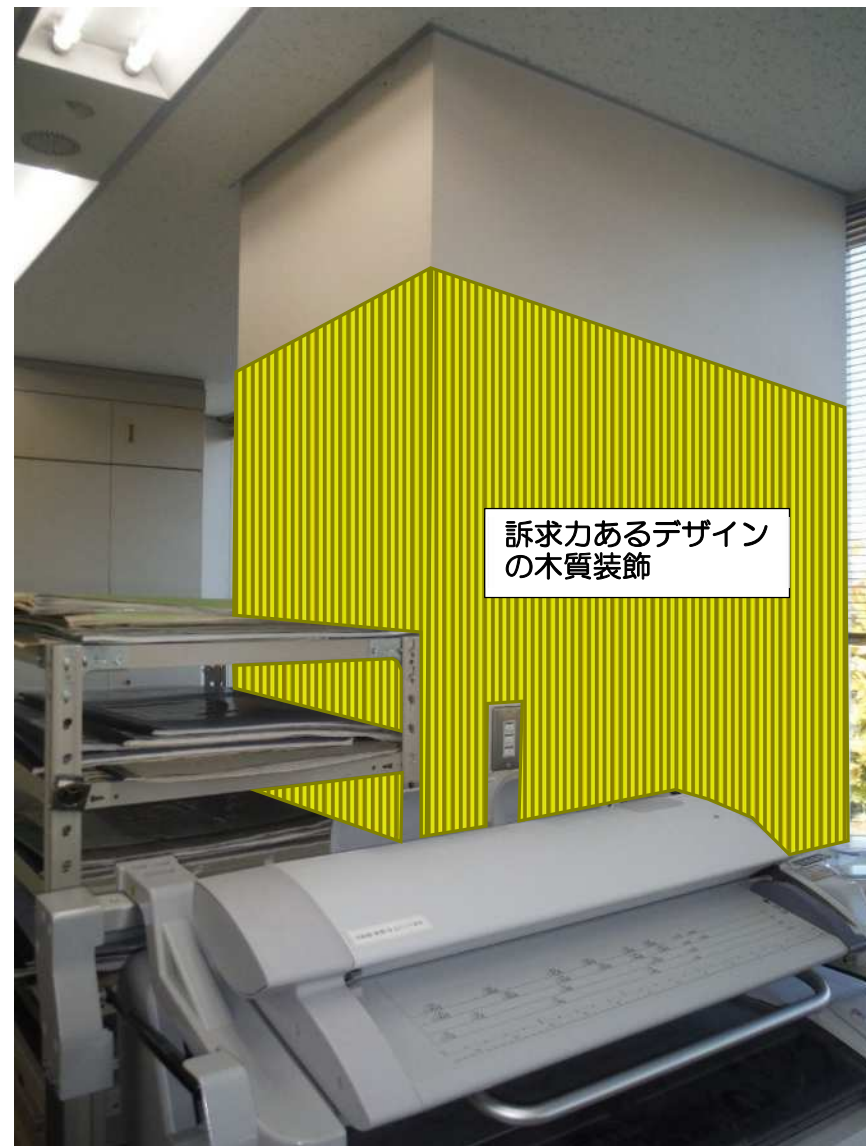
<別添イメージ図>

④-1-2【執務室の木質化】林務課カウンター



<別添イメージ図>

④-1-3【執務室の木質化】林務課（柱（3本））



<別添イメージ図>

④-2【住民サービス窓口の木質化】県税事務所カウンター側面



<別添イメージ図>

④-3【子育て支援施設の木質化】福祉相談センター・プレイルーム（床、腰壁、木製遊具）

